

## 下関市企業投資促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市外からの企業の立地に伴う投資及び市内に立地する企業の拡大投資を促進し、もって本市における産業の振興、雇用の創出及び定住化の促進に資するため、市内で事業所を新設又は増設する事業者に対して交付する下関市企業投資促進補助金(以下「補助金」という。)に関し、下関市補助金等交付規則(平成25年下関市規則第63号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業の用に供するために直接必要な施設(倉庫等及び倉庫等関連施設並びに事務所を含む。)をいう。
- (2) 事業者 本市において事業所の新設又は増設(以下「設置」という。)を行う者(次号に規定する企業グループを含む。)で、本市と立地等産業振興に関する協定(この要綱の施行の日前に締結されたものを含む。)を締結しているものをいう。
- (3) 企業グループ 他の会社の資本の額又は出資の総額の2分の1以上を所有している会社(以下「親会社」という。)及び当該他の会社(以下「子会社」という。)が一体として活動している企業集団をいう。この場合において、子会社には、親会社及び他の子会社の双方により、又は他の子会社により資本の額又は出資の総額の2分の1以上を所有されている会社を含むものとする。
- (4) 中小企業者 事業者のうち、中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「中小企業法」という。)第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するものを除く。
  - ア 発行済み株式の総数又は出資の総額の2分の1以上を中小企業者以外の企業(以下「大企業者」という。)が単独で所有していること。
  - イ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大

企業者が所有していること。

ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、当該中小企業者の役員総数の2分の1以上を占めること。

(5) 従業員 事業者が市内に有する事業所の所在地を主たる勤務地とする次のいずれにも該当する者をいう。

ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第9条第1項により被保険者となったことの確認を受けた者

イ 健康保険法(大正11年法律第70号)第39条第1項により被保険者となったことの確認を受けた者

ウ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第18条第1項により被保険者となったことの確認を受けた者

(6) 過疎地域 本市において過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。

(交付の対象及び補助率等)

第3条 市は、次に掲げる要件を満たす事業者に対し、補助金を交付する。

(1) 事業者が営む事業が、日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類をいう。)に基づく業種のうち次に掲げる業種のいずれかに該当すること。

ア 製造業(ただし、閉鎖環境で太陽光を使わずに環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な完全人工光型の植物工場を含む。)

イ その他の固定電気通信業中、IDC(インターネット・データ・センター)業

ウ 情報サービス業

エ インターネット附随サービス業

オ 道路貨物運送業

カ 水運業

キ 倉庫業

ク こん包業

ケ 自然科学研究所

- コ 医療に附帯するサービス業
- サ その他の保健衛生
- シ コールセンター業

(2) 次の表に掲げる投下固定資産総額及び新規雇用従業者数（操業の開始の日から6月を経過する日までの間の新規雇用従業者数に限る。）が次の表に掲げる区分に応じた金額及び人数を下回らないものであること。

区分	事業所を設置する地域	投下固定資産総額	新規雇用従業者数
中小企業者	過疎地域	5千万円	3人(過疎地域に居住する者の場合は2人)
	過疎地域以外	2億円	5人
中小企業以外の事業者	過疎地域	2億5千万円	6人(過疎地域に居住する者の場合は4人)
	過疎地域以外	10億円	10人

備考

1 この表において投下固定資産総額とは、事業所の設置に要する土地（本市又は下関市土地開発公社が所有する土地で、操業等を開始する日前3年以内を取得又は賃借しているものに限る。）、家屋及び償却資産で、当該事業所の操業又は営業（一部操業又は一部営業を含む。以下「操業等」という。）の開始に係るもので次に掲げる費用を合計したものをいう。

- (1) 土地、家屋又は償却資産を取得するために要する費用
- (2) 土地又は家屋を賃借する契約（賃借期間が5年以上の契約に限る。）に基づく賃借料で、賃借期間の始期から起算して5年を経過する日までに要するもの
- (3) 償却資産を賃借する契約（賃借期間が3年以上のファイナン

ス・リース契約（リース取引のうち、リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除できないもの又はこれに準ずるもので、当該リース契約により使用する物件の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することになるものをいう。）に基づくファイナンス・リース料で、賃借期間の始期から起算して5年を経過する日（賃借期間が5年に満たない場合は、賃借期間が満了する日）までに要するもの

(4) 前3号に規定する資産の取得及び賃借に付随する、事業の用に供するために直接必要な費用で市長が特に認める費用

2 この表において新規雇用従業員数とは、第2条第2号に規定する立地等産業振興に関する協定を締結した日から操業等を開始する日までに当該事業所において新規に雇用し、又は配置転換する従業員のうち市内に住民票を置く者の数をいう。

2 補助金の補助額は、投下固定資産総額に100分の5を乗じて得た額（ただし、2億円を上限とする。）とする。

（指定の申請）

第4条 前条第1項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする事業者は、事業所の設置に係る工事に着手する日の30日前までに、指定申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）に各様式に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、指定申請書及び事業計画書の提出期日を別に定めることができる。

（指定）

第5条 市長は、前条の指定申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、補助金交付の対象事業者として指定をし、その旨を指定書（様式第3号）により当該事業者へ通知するものとする。

る。

2 市長は、前項の規定により指定をしようとするときは、必要に応じて当該事業所の設置に係る機関に意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定をする場合において、当該指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 市長は、第1項の規定にかかわらず、前条の申請をした者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するときは、第1項の指定は行わないものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

（申請の取下げ）

第6条 前条第1項の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、同項の規定による通知を受けた後に事業計画を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該指定の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る指定はなかったものとする。

（計画の変更等）

第7条 指定事業者は、事業計画（第4条第1項の規定により提出した事業計画書に記載された計画をいう。以下同じ。）を変更しようとするときは、あら

はじめ、事業計画変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- 2 指定事業者は、事業等の遂行が困難になったときは、遅滞なく、その理由及び当該事業等の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、第5条第1項の規定による指定（以下「指定」という。）を取り消し、又は指定の内容若しくはこれを付した条件を変更することができる。
- 4 前項の場合においては、第5条の規定を準用する。

（工事の着手及び完成の届出）

第8条 指定事業者は、事業計画に係る工事に着手したときは、その着手の日から10日以内に、工事着手届（様式第5号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 指定事業者は、事業計画に係る工事が完成したときは、その完成の日から10日以内に、工事完成届（様式第6号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

（実績の報告及び交付の申請）

第9条 指定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第7号）に実績報告書（様式第8号）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 指定事業者は、事業所の操業を開始した日から6月を経過した日から1年以内に前項の交付申請書及び実績報告書を提出するものとする。ただし、第11条第3項に定める交付を行う場合は、別に定めるところによるものとする。

（交付の決定）

第10条 市長は、前条第1項の規定により交付申請書及び実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予

算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助事業等の成果が適当でないと認めるときは、当該補助事業等について、これに適合させるための措置を取るべきことを当該指定事業者に対して指示することができる。
- 4 第9条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。
- 5 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を当該指定事業者へ通知するものとする。
- 6 市長は、第1項の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該指定申請者に通知するものとする。

#### (補助金の交付)

第11条 第10条第5項の通知を受けた指定事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金支払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、指定事業者へ当該請求額を交付するものとする。
- 3 市長は、当該補助金の額が1億円を超える場合にあっては、1億円を単年度に交付する限度額として分割して交付できるものとする。

#### (地位の承継)

第12条 相続、合併、譲渡その他の事由により事業者又は指定事業者から事業所を承継した者は、それぞれ事業者又は指定事業者としての地位を承継するものとする。

- 2 前項の規定により事業者又は指定事業者の地位を承継したものは、その承継した日から1月以内に、地位承継届(様式第10号)に承継の事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

( 事業の休止等の届出 )

第 1 3 条 指定事業者は、事業所の操業開始後 1 0 年以内に事業を休止し、又は廃止したときは、その事実が生じた日から 1 0 日以内に、事業<sup>休止</sup>届<sub>廃止</sub>(様式第 1 1 号)によりその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

( 関係書類の整備等 )

第 1 4 条 指定事業者は、補助の対象となった事業所の設置に関する書類その他関係書類を整備し、当該事業所の操業を開始した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間これを保管しなければならない。

( 財産の処分の制限 )

第 1 5 条 指定事業者は、補助の対象となった投下固定資産(第 3 条第 1 項第 2 号の投下固定資産総額の対象となる資産をいう。)を、市長の承認を受けないうで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、指定事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

( 指定等の取消し及び補助金等の返還 )

第 1 6 条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により指定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 指定又は補助金の交付の決定に関して付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 操業等の開始後 1 0 年以内に事業が縮小され、又は休止され、若しくは廃止されたことにより第 3 条第 1 項第 1 号に規定する要件を欠くに至ったとき。

(5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により指定又は補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

( 検査等 )

第 17 条 市長は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは事業所の設置に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査すること（次項において「検査等」という。）ができる。

- 2 指定事業者は、市長が検査等をするときには、これに従わなければならない。

( その他 )

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、平成 27 年 3 月 27 日から施行する。

( 有効期間 )

- 2 この要綱は平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 前項に規定する日までに指定事業者に指定されたものに対する補助金については、この要綱は、前項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。

## 様式一覧

- 指定申請書（様式第 1 号） 第 4 条関係
- 事業計画書（様式第 2 号） 第 4 条関係
- 指定書（様式第 3 号） 第 5 条関係
- 事業計画変更承認申請書（様式第 4 号） 第 7 条関係
- 工事着手届（様式第 5 号） 第 8 条関係
- 工事完成届（様式第 6 号） 第 8 条関係
- 補助金交付申請書（様式第 7 号） 第 9 条関係
- 実績報告書（様式第 8 号） 第 9 条関係
- 補助金支払請求書（様式第 9 号） 第 1 1 条関係
- 地位承継届（様式第 1 0 号） 第 1 2 条関係
- 事業休止届又は事業廃止届（様式第 1 1 号） 第 1 3 条関係